

消費者行政の統一的・一元的推進に向けた法制の整備

～消費者庁設置法等3法律案～

内閣委員会調査室 くらた やすお
倉田 保雄

1. はじめに

政府は、平成20年9月29日、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（以下「整備法案」という。）及び消費者安全法案を提出した。我が国の消費者行政については縦割り行政の弊害が論じられ、一元的に所管する行政機関の必要性が指摘されることがあったが¹、3法案はこれを実現する内容となっている。

本稿においては、3法律案の提出の経緯及び各法律案の内容を概観することとする。

2. 法律案提出の経緯

平成19年9月25日に就任した福田首相は、就任直後の第168回国会の所信表明演説（10月1日）において、「生産第一という思考から、国民の安全、安心が重視されなければならない時代になったと認識すべき」とした上で「真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し（中略）消費者保護のための行政機能の強化に取組むこと」を²、第169回国会の施政方針演説（20年1月18日）においては、「消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ組織を発足させる」こと³をそれぞれ表明した。

福田首相は当初夏頃に結論を出すことを考えていたが、1月末に中国製の冷凍ギョウザに起因するとみられる食中毒事案が表面化し、前倒しを決意した⁴。2月6日に岸田国務大臣を初の消費者行政推進担当大臣に任命し、8日には「消費者行政推進会議の開催について」（閣議決定）により、「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため」消費者行政推進会議（以下、本項において「会議」という。）を設置した。

2月12日の第1回会議で福田首相は「4月から5月までに、集中的な議論をし、何らかの結論を出していただきたい」との意向を示した⁵。会議は佐々木毅座長（学習院大学法学部教授）の下、「消費者問題の実態」「消費者窓口に関する課題」「国と地方の役割」「組織形態の在り方と消費者関係法の整備」等について議論を行うとともにワーキング・グループを立ち上げ、経済団体から「消費者行政のあり方への考え方等」、各府省庁から「所管の消費者行政及び消費者関係法」についてヒアリングを実施し、6月13日の第8回の会議で「消費者行政推進会議取りまとめ～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」(以下「取りまとめ」という)を取りまとめた⁶。

これを受けた福田内閣は6月27日、取りまとめの内容をほぼそのまま取り込む「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」(以下「基本計画」

という。)を閣議決定し(概要は下記参照)法制化の作業に入った。なお、基本計画においては、「食品安全委員会については、どこに設置するのが適当か引き続き検討する」としていたが⁷、岸田大臣は、7月23日の第9回会議で消費者庁(仮称)に移管しない方針を示した。

9月1日、福田首相は辞意を表明したが、福田内閣は9月19日に消費者庁設置法案、整備法案及び消費者安全法案を閣議決定した(内閣府は平成21年度予算の概算要求において、消費者庁創設につき182億円 - 情報の集約分析機能、司令塔機能の整備:15億円程度、地方消費者行政の充実に向けた支援:80億円程度、個別作用法の移管・共管に伴う事業の実施:45億円程度 - を要求している)。

第170回国会召集日の9月24日に福田内閣は総辞職し、同日麻生内閣が成立した。9月29日、麻生内閣は消費者庁設置法案外2法律案を衆議院に提出し、同日の所信表明演説において、麻生総理は「消費者、生活者の味方をさせるために消費者庁を設置する」旨述べている⁸。

他方、民主党は「消費者行政のあるべき姿」について党内で議論を重ねてきたが、9月2日、「次の内閣」の閣議において、消費者権利院を設立し、その長である消費者権利官が消費者行政全般にわたり強力な監督権限を行使する「消費者権利院法案」及び悪徳業者等の違法収益を回収するため、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度を導入するための「消費者団体訴訟法案」(消費者オンブズパーソン関連2法案)の内容を了承した⁹。

消費者行政推進基本計画の概要

1. はじめに

消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点/新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要/新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠

2. 新組織が満たすべき6原則

消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、新組織を創設/新たな消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化/新組織は、以下の6原則を満たすべき

消費者にとって便利で分かりやすい

生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴/強力な権限と責任、一元的窓口、情報収集と発信の一元化を実現

消費者・生活者がメリットを十分実感できる

「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管/一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔/消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与/すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定/父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討

迅速な対応 相談や法執行等に迅速な対応/緊急時には、緊急対策本部を設置し、勧告等

専門性の確保 各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成

透明性の確保 有識者から成る機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映

効率性の確保

消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織/関係機関への事務の委任や地方への権限移譲/新組織が所掌する事務の地方における円滑かつ確実な遂行に配慮/行政組織の肥大化を招かぬよう、機構・定員及び予算を振り替え/実績評価方式により、定期的に政策を評価・見直し

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1) 一元的な相談窓口の設置

地方の消費生活センター等を高齢者を含めすべての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付

け、全国ネットワークを構築（共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が 365 日 24 時間対応し得る体制の構築等） 地方の消費生活センターを法的に位置付け

(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化

新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要 / 全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置付けることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める / P I O - N E T 等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討

4. 消費者庁（仮称）の設置とその機能

(1) 消費者庁の設置と組織法

内閣府の外局として「消費者庁（仮称）」を設置。消費者行政担当大臣を置くことを明記 / 強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与 / 各府省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

消費者・事業者等から P I O - N E T 情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明 左記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む
消費生活センター等に一元的窓口を設置し（法的に位置づけ）相談情報を消費者庁に集約
すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表等の措置

(4) 個別作用法の所管

消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管（一部移管を含む。）・共管 / 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

ア. 「表示」に関する法律

消費者の商品選択の機会の確保にとっての表示の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、各省庁から提案も可能。法執行の一部を各省庁に委任

イ. 「取引」に関する法律

行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

ウ. 「安全」に関する法律

重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、消費生活用製品から他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定

・移管又は共管されることとなった以外の幅広い法律について、引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要

5. 消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査・執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

有識者から成る消費者政策委員会を設置し、消費者の声を反映 / 委員会は、消費者政策の企画立案、重要な行政処分等に係る諮問答申、意見具申等を実施

(3) 消費者庁の規模

「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うにふさわしい規模 / 法律の移管等に伴い、機構、定員、予算を各府省庁から移し替え / 相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する非常勤職員を確保

食品安全委員会

どこに設置するかについては引き続き検討 / リスク評価の科学的客観性は担保。リスクコミュニケーション等に関し、消費者行政との連携強化

6. 消費者庁創設に向けたスケジュール

来年度から消費者庁を発足 / 設置法、新法、各個別作用法の改正法案をできるだけ臨時国会に提出。次期通常国会以降も順次提出 / 内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施 / 消費者庁の立ち上げを円滑に進めるため、内閣官房に分野ごとのチームを編成

（資料）「消費者行政推進基本計画の概要」より作成。

3. 各法律案の概要

(1) 消費者庁設置法案

ア 消費者庁の設置、任務、所掌事務

消費者庁は内閣府の外局として設置され、その長は消費者庁長官である。

消費者庁の任務は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこととされている。

消費者庁は消費者行政の司令塔として、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整、消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、消費者安全法及び消費者庁に移管され又は消費者庁と他府省との共管となる宅地建物取引業法を始めとする消費者行政についての 29 本の個別作用法に係る事務等を所掌する。

なお、消費者庁長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

イ 消費者政策委員会の設置

消費者庁には消費者政策委員会が置かれる。現在、内閣府本府に国民生活審議会が置かれているが、これに代わるものである（整備法で内閣府設置法の国民生活審議会に関する規定が削除される）。消費者政策委員会は「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者」のうちから内閣総理大臣が任命する 15 人以内の委員で組織される。消費者政策委員会は、内閣総理大臣、関係大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策」等の重要事項について調査審議し、内閣総理大臣、関係大臣又は消費者庁長官に意見を述べる。また、消費者基本法を始めとする個別作用法でその権限に属させられた事項を処理する。

ウ 施行期日

本法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、整備法及び消費者安全法は、整備法の一部を除き、本法施行の日から施行する。

なお、第 10 回の消費者行政推進会議（9 月 8 日）に提出された「消費者庁（仮称）組織図（要求案）」によると、消費者庁の定員は 208 人（新規増員 6 人、振替増員要求 202 人）であり、次長、総務課、情報政策課、企画調整部（企画課、政策調整課、参事官）、政策推進部（消費者表示課、食品表示課、消費者取引課、消費者安全課、参事官）が置か

れることとされている。

(2) 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(整備法案)

本法律案は、行政組織に関する法律の改正、個別作用法についての内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める規定等の整備、を柱としている。

ア 行政組織に関する法律の改正

内閣府設置法についてはまず、内閣府の任務に「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」が追加される。内閣府の所掌事務のうち、内閣補助事務については「食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項」が「食品の安全性の確保その他消費者利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項」等と改められるほか、分担管理事務に「消費者庁の所掌事務」が追加される。

また、食品の安全性の確保その他消費者利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項、食品安全基本法に規定される食品影響評価、消費者庁の所掌事務、について特命担当大臣が置かれる¹⁰。

厚生労働省設置法、農林水産省設置法、経済産業省設置法については、所掌事務から消費者庁に移管された事務が削除される。また、厚生労働省設置法及び経済産業省設置法については、消費者庁の所掌事務のうち、地方支分部局に属するとされた事務について消費者庁長官の指揮監督を受けることとされる。

イ 個別作用法についての規定の整備

基本計画で移管又は共管とされた29法律のうち20本は、下記のとおり改正される。また、独立行政法人国立健康・栄養研究所法、並びに、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律、消費者契約法等の一部を改正する法律、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の未施行部分の一部改正が行われる。

法律名	改正の概要
不当景品類及び不当表示防止法	消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するため、内閣総理大臣が不当な景品類の提供を制限又は禁止し、又は不当な表示を禁止することができ、必要な命令をすることができることとする。また、事業者等による自主規制のための協定等について内閣総理大臣及び公正取引委員会が認定することができることとする。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、食品衛生法、健康増進法	内閣総理大臣が生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準を定め、これを遵守させることができることとする。
住宅の品質確保の促進等に関する法律	内閣総理大臣が国土交通大臣とともに日本住宅性能表示基準を定め、また、評価方法基準の策定等に関し、国土交通大臣に対し意見を述べることができることとする。
特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法	消費者の利益の擁護及び増進の観点から、内閣総理大臣が販売業者等に対する禁止行為等の内容を定め、これを遵守させることができ

律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律	ることとする。
貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法	消費者の利益の擁護及び増進の観点から、業所管大臣が事業者に対して行う業務改善命令等の処分について、内閣総理大臣（消費者庁長官）があらかじめ協議を受け、又は必要な意見を述べるができることとする。また、書面交付義務、誇大広告の禁止等について、内閣総理大臣が業所管大臣とともにその内容を定めることができることとする。
消費生活用製品安全法	消費生活用製品の製造業者等に対し、重大製品事故が生じた際の内閣総理大臣への報告を義務付け、内閣総理大臣が重大な危害の発生及び拡大の防止のため必要があると認める場合に、当該製品の名称等を公表するものとするを規定する。また、特定製品について主務大臣が技術上の基準を定める際に、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならないこととする。
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、食品衛生法	有害物質を含有する家庭用品についての安全基準、食品・添加物の安全基準や原材料、容器包装等の規格・基準について、厚生労働大臣が基準を定める際に、あらかじめ消費者庁長官が協議を受けることとする。
食品安全基本法	食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項を定めるに当たり、内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。
消費者基本法	内閣府設置法第 11 条の 2 の規定により置かれる特命担当大臣を消費者政策会議の委員とすることとする。また、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき等は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。
消費者契約法	不当景品類及び不当表示防止法の所管を公正取引委員会から内閣総理大臣に移管することに伴い、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定に当たって意見を聴く相手方から公正取引委員会を削ることとする。
個人情報保護法	個人情報の保護に関する基本方針を定めるに当たり、内閣総理大臣は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。
国民生活安定緊急措置法	生活関連物資等の割当て等の重要事項を消費者政策委員会が調査審議することとする。

（資料）「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント（内閣府）」より作成。

なお、29 法律のうち、残りの 9 本（物価統制令、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、無限連鎖講の防止に関する法律、製造物責任法、金融商品の販売等に関する法律、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、独立行政法人国民生活センター法、公益通報者保護法）については改正を要しない。

また、基本計画で「その望ましい所管の在り方について引き続き検討する。」とされた特定非営利活動促進法は、消費者庁に移管されないこととされている。

(3) 消費者安全法案

ア 位置付け

本法律案は、消費者安全の確保（消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること）のため、消費者被害に関する情報の一元的な集約体制を確立し、当該情報に基づく的確な法執行の確保を図ることを目的としている。本法律案は消費者安全の確保のためのインフラを整備すると同時に、内閣総理大臣に、各省庁所管法に規定される措置を関係各大臣に要求する権限を与えるとともに、事業を所管する法律がない場合、事業者への措置命令等の権限を与えており、措置命令等の権限を通じて、いわゆる「すき間事案」への対応を行うことを可能とするものである。なお、内閣総理大臣は、本法律による権限を消費者庁長官に委任する。

イ 総則的規定

【基本理念、国及び地方公共団体の責務等】

消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づく措置の迅速かつ効果的な実施により消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止し、事業者の適正な事業活動の確保に配慮しつつ、社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与するとともに、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分発揮されるように、行われなければならない。国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有する。その際、専門的な知識及び経験を有する者の能力の活用、施策の推進過程の透明性の確保、施策効果の評価とその結果に基づく措置の実施、等が求められている。

【基本方針】

内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、消費者政策委員会の意見を聴いて、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。基本方針には「消費者安全の確保の意義に関する事項」「消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項」「施策効果の把握及び評価に関する基本的事項」等が定められる。基本方針は、消費者基本法に規定されている消費者基本計画と調和が保たれなければならない。また、都道府県知事は基本方針の変更の提案をすることができる。

ウ 消費生活相談等

市町村は、消費者からの苦情相談、苦情処理のためのあっせん、消費者安全確保のために必要な情報の収集及び住民への提供等を実施し、都道府県は市町村の事務の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助、広域的な見地から行う苦情相談、苦情処理のあっせん等を実施する。また、国及び国民生活センターは、地方公共団体に情報の提供等必要な援助を行う。

消費生活相談等を行う消費生活センターについて、都道府県は設置義務を、市町村

は設置の努力義務を負う。消費生活センターには、専門的な知識及び経験を有する者の配置、事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織等の設備が必要とされる。都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、相談員を始めとする消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとされている。

エ 消費者事故等の発生に関する情報の集約等

行政機関の長、地方公共団体の長及び国民生活センターの長は、重大事故等¹¹が発生した旨の情報を得たときは、直ちにその概要を内閣総理大臣に通知しなければならない。重大事故以外の消費者事故等¹¹については、被害の拡大、同種又は類似の事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に通知する。

内閣総理大臣は、迅速かつ適確に情報の集約、分析及び結果の取りまとめを行い、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供し、消費者政策委員会に報告するとともに、結果の概要を公表することにより、情報の有効な活用を図る。なお、内閣総理大臣は行政機関等の協力、関係地方公共団体の長の報告を求めることができる。

オ 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

【消費者への注意喚起】

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合、消費者被害の発生又は拡大（消費者事故等による被害の拡大又は同種若しくは類似の消費者事故等の発生）の防止のため消費者の注意喚起が必要であるときは、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を地方公共団体に提供するとともに、公表する。

【他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求】

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合、消費者被害の発生又は拡大の防止のため他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置の速やかな実施が必要であるときは、措置の実施に関する事務を所掌する大臣に、措置の実施を要求することができる。

【事業者に対する勧告及び命令】

内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定がない場合）、商品等又は役務を供給、提供又は利用に供した事業者に点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供方法の改善等必要な措置をとることを勧告することができる。

内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、措置をとることを命ずることができる。命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（両

罰規定により法人には1億円以下の罰金刑)。

【譲渡等の禁止又は制限、回収等の命令】

内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がない場合）において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、6月以内の期間を定めて、当該商品等を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止、又は制限できる。

内閣総理大臣は、事業者が譲渡等の禁止又は制限に違反した場合、当該事業者に、商品等の回収等、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとることを命ずることができる。

譲渡等の禁止若しくは制限又は回収等の命令に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（両罰規定により法人には1億円以下の罰金刑）。

【消費者政策委員会の意見】

消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べるができる。

【都道府県知事による要請】

都道府県知事は、区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止のため必要があるときは、内閣総理大臣に書面により消費者安全の確保に必要な措置の実施を要請することができる。他の法律に必要な措置が規定されている場合、内閣総理大臣は、これを所掌する大臣に書面を回付しなければならない。当該大臣は、内閣総理大臣に対し、要請された措置の内容の全部又は一部を実施するときはその旨を、必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく通知しなければならない。内閣総理大臣は、その内容を遅滞なく措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

【報告、立入調査等】

内閣総理大臣は、本法律の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、職員に当該事業者の事業を行う場所への立ち入り、調査、質問をさせ、調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。事業者が報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する（両罰規定により法人についても50万円以下の罰金刑）。

4. むすびにかえて

消費者行政の一元化に向けた動きが加速する中、食品偽装が相次いで発覚し、中国産冷凍ギョウザに起因するとみられる食中毒、事故米穀の不正規流通等、消費者の安全・安心

を脅かす事案が多く発生した。基本計画では「消費者庁の円滑な発足のため、所要の体制整備を行い、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施するとともに、一元的窓口の構築に向けた取組を行うなど、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手する。」としており、政府の消費者安全情報総括官会議の開催、事故米穀の不正規流通事案への福田首相の指示等と内閣府への対応検討チームの設置、といった司令塔機能の先行実施が開始されている。

3 法案は基本計画を法制化したものであるが、基本計画には「父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置の検討」「(今回消費者庁に移管又は共管とされた)以外の幅広い法律について、引き続き消費者庁による関与について検討を行うことが必要」等、今後の課題が示されている。また、第9回の消費者行政推進会議(7月23日)において食品安全委員会について、消費者庁への移管を求める意見も出されている¹²。

基本計画及び各法律案の内容を精査するとともに、民主党による「消費者権利院法案」及び「消費者団体訴訟法案」も含め、実効性ある消費者のための行政の在り方について広範かつ踏み込んだ議論を行うことが必要であろう。

-
- 1 例えば、消費者被害の予防と救済に対する国の施策を求める決議(1989年9月16日、日本弁護士連合会)
 - 2 第168回国会参議院本会議会議録第1号1-2頁(平19.10.1)
 - 3 第169回国会参議院本会議会議録第1号2-3頁(平20.1.18)
 - 4 第1回消費者行政推進会議(平成20年2月12日)における挨拶
 - 5 同上
 - 6 全文は<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/dai8/siryuu1.pdf>>を参照。
 - 7 基本計画の当該部分は「なお、食品安全委員会については、どこに設置するのが適当か政府を中心に引き続き検討を行うこととするが、いずれにせよ、食品健康影響評価(リスク評価)やリスクコミュニケーションの在り方を中心に改革を進める必要がある。その際、リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、消費者とのリスクコミュニケーション等に関しては、消費者行政との連携を強める仕組みを整備する。特に、食品の安全に関する緊急事態が発生する際には、食品安全に関する総合調整を担う消費者行政担当大臣の判断で緊急対策本部を機動的に設置できるようにする等の対応が必要である。」とされている。
 - 8 第170回国会参議院本会議会議録第2号(平20.9.29)
 - 9 <<http://www.dpj.or.jp/news/?num=13990>>を参照。
 - 10 内閣府設置法上、特命担当大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合に内閣総理大臣を助け、命を受けて内閣補助事務及びこれに関連する分担管理事務を掌理する職であり(第9条)法律上設置が要求されているのは、「沖縄及び北方対策」と「金融」である(第10条、第11条)。特命担当大臣はその掌理する内閣補助事務については、関係行政機関の長に対する資料提出及び説明の要求、勧告を行い、勧告に基づいてとった措置について報告を求め、勧告事項に関して特に必要があるときは、内閣総理大臣に内閣法第6条-行政各部の指揮監督-の規定による措置がとられるよう意見具申をすることができる。
 - 11 「消費者事故等」とは消費生活における、事業者が供給等する商品等(物品・施設・工作物)又は事業者が提供する役務の使用又は利用に伴い、消費者の生命・身体に被害が生じた事故、使用・利用時に通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務が使用・利用された事態であって、の事故が生じるおそれがあるもの、虚偽・誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が事業者により行われた事態をいう。また、「重大事故等」とは、(a)生命・身体に被害が生じた事故(「消費者事故等」の)のうち、その被害が重大であるもの、(b)生命・身体に被害が生じるおそれのある事態(「消費者事故等」の)のうち、(a)の事故を発生させるおそれがあるものをいう(「消費者安全法案のポイント」(内閣府)より作成)。
 - 12 「食品安全委員会は消費者庁の所管とすること」を求める「意見書」及び「要望」(佐野真理子委員提出)